

## 調査へのご協力をお願いします。

- ◎ 長崎県は、令和5年4月1日に「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。この条例は、ケアラー（身近な家族等の介護や日常生活上のお世話を無償でする方）が、援助を受ける方とともに、安心して生活を営むことができる社会を実現していくことを目的としています。
- ◎ 県では、ケアラーが孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、令和6年3月に「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、市町、事業者・民間支援団体等と連携し、施策を推進していくことにしています。
- ◎ ケアラーを支援されている皆様の活動状況やご意見を踏まえて、今後の取組を検討していきたいと考えておりますので、本調査へのご協力について、よろしくお願いいたします。

## 回答について

本調査は、web アンケートシステム (Microsoft Forms) を活用し、実施いたします。

回答にあたっては、団体名・代表者名等を記入していただくとともに、1団体につき1回答とし、複数の方が回答することがないようお願いいたします。

## はじめに

「ケアラー」とは、高齢や障がい、病気などにより援助を必要とする家族や身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上のお世話をしている方のことです。また、子ども（18歳未満）のケアラーを、この条例では、「ヤングケアラー」と呼んでいます。

なお、各設問中の「ケアラー」については「ヤングケアラー」も含まれるものとしてご回答ください。

### ケアラーとは

家族の介護や、日常生活上のお世話などを無償でしている方のことです。

※本来大人が担うと想定されている家事などを日常的に行っているこどもをヤングケアラーといいます。



障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事の傍ら、こどもにお世話を任せている。



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

## ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいいます。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳をしている



家計を支えるために働いて、障害や病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

## この調査について

1. 本調査は、ケアラー支援活動を行っている県内の民間支援団体をお願いしているものです。民間支援団体とは、以下の活動を非営利(※')で行っている団体であり、法人格の有無は問いません。

### 【団体の主な活動内容】

- (1) ケアラーに対する相談窓口の開設、日常生活支援等の活動
- (2) ケアラー同士が語り合う場の開催
- (3) 上記(1)、(2)の活動を行っている団体の紹介、団体同士の情報交換の場の設置 など

※' 活動によって利益が出た場合は、構成員に分配せず、活動目的を達成するための費用に充てることをいい、団体が対価を受け取って活動してはならないということではありません。

2. 本調査は、記名式となっています。回答は任意です。回答しないことで貴団体に不利益が生じることはありません。大切な調査ですので、可能な限りご協力をお願いします。
- ◎ 質問の内容によって選択式または記述式での回答をお願いしております。答えにくい質問には、答えなくても構いませんので、無理のない範囲で回答ください。
- ◎ 回答いただいたデータを集計し、調査結果として公表しますが、団体名や団体住所等の基本情報は公表いたしません。

### (お問い合わせ先)

長崎県福祉保健部長寿社会課 地域包括ケア推進班 担当：中村、合谷  
電話：095-895-2434  
電子メール：chiikihoukatsu@pref.nagasaki.lg.jp

本調査は、web アンケートシステム (Microsoft Forms) を利用して実施しておりますので、下記 URL また QR コードより回答いただくことも可能です。

また、FAX や郵送での回答を希望される場合は、ご連絡ください。

【回答 URL】

<https://forms.office.com/r/qXyGZqNuyR>

【回答 QR コード】



【県ホームページ】

ホーム>分類で探す>福祉・保健>社会福祉>ケアラー支援に関する長崎県の取組  
>民間支援団体等による支援

## 調査項目

貴団体の基本情報を記載してください

- 団体所在地: \_\_\_\_\_
- 団体名: \_\_\_\_\_
- 電話番号: \_\_\_\_\_
- メールアドレス: \_\_\_\_\_
- 連絡担当者名: \_\_\_\_\_
- 団体ホームページ: \_\_\_\_\_

### I 貴団体の種別・活動地域

問 I 貴団体の種別を教えてください。(あてはまる種別を1つ選択)

- 1. 社会福祉法人
- 2. 認定特定非営利活動法人・特定非営利活動法人
- 3. 公益社団法人・一般社団法人
- 4. 法人格を有していない団体
- 5. その他( )

問2 貴団体が行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動には、どのような方が関わっているか教えてください。

(あてはまるものを1つ選択)

- 1. 主にケアラー当事者または当事者だった方
- 2. 主にケアラー当事者ではない方
- 3. その他( )

問3 貴団体が行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動を行っている地域を教えてください。特定の地域で活動している場合は、地区名や町名等を記載してください。

(あてはまるもの全て選択)

|           |         |          |          |         |
|-----------|---------|----------|----------|---------|
| 1. 長崎市    | 2. 佐世保市 | 3. 島原市   | 4. 諫早市   | 5. 大村市  |
| 6. 平戸市    | 7. 松浦市  | 8. 対馬市   | 9. 壱岐市   | 10. 五島市 |
| 11. 西海市   | 12. 雲仙市 | 13. 南島原市 | 14. 長与町  | 15. 時津町 |
| 16. 東彼杵町  | 17. 川棚町 | 18. 波佐見町 | 19. 小値賀町 | 20. 佐々町 |
| 21. 新上五島町 |         |          |          |         |
| →地区・町名( ) |         |          |          |         |
| 22. 県内全域  | 23. 県外  |          |          |         |

(注) 活動地域については、以下のような形で回答してください。

- ①ケアラー同士の集まりを今月は長崎市、翌月は時津町という形で行われている場合  
→ 1. 長崎市、15. 時津町を選択
- ②団体は長崎市にあるが、ケアラーからの相談、ケアラーに対するカウンセリングを  
県内全域から受け付けている場合  
→ 22. 県内全域を選択
- ③長崎市内でケアラー支援を実施している団体同士で情報交換をする場を設けている場合  
→ 1. 長崎市を選択

## 2 支援している対象・活動内容

問4(1) 貴団体が支援しているケアラーの方を教えてください。(あてはまるものを1つ選択)

|                                            |
|--------------------------------------------|
| 1. 主に障害がある方のお世話を現在している方、以前していた方            |
| 2. 主に高齢の方のお世話を現在している方、以前していた方              |
| 3. 主に病気療養されている方のお世話を現在している方、以前していた方        |
| 4. 主にギャンブルや薬物依存など依存症の方のお世話を現在している方、以前していた方 |
| 5. 1～4全般                                   |
| 6. その他( )                                  |

問4(2) 貴団体がヤングケアラーへの支援を行っているか教えてください。

(あてはまるものを1つ選択)

|                     |
|---------------------|
| 1. ヤングケアラーの支援をしている  |
| 2. ヤングケアラーの支援はしていない |

\*「ケアラー」とは、高齢や障がい、病気などにより援助を必要とする家族や身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上のお世話をしている方のことです。

また、子ども(18歳未満)のケアラーを条例では「ヤングケアラー」と呼んでいます。

問5 「ケアラー」に対する支援（ケアラーも含めて支援している場合も含む）について、該当するものに「○」を記載してください。

該当するものがない場合は、その他に記載してください。

ただし、貴団体で行っている活動において、以下の（１）及び（２）に該当するものは除きます。

（１）行政機関からの委託事業

（２）法律上に規定されている事業

例：社会福祉法に規定されている「社会福祉事業」

生活困窮者自立支援法に規定される「生活困窮者自立相談支援事業」

介護保険法に規定される「介護保険サービス」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「障害福祉サービス」

| 支 援 内 容                 |   |                                                                              |
|-------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ. ケアラーからの相談等に関すること     |   |                                                                              |
|                         | 1 | ケアラーに対する来所・電話・メール・SNS などによる相談（ケアラー自身のことや家族関係に関すること、ダブルケア・トリプルケアに関する事など）窓口の設置 |
|                         | 2 | ケアラーに対する相談会の開催                                                               |
|                         | 3 | ケアラーに対するカウンセリング等の実施                                                          |
|                         | 4 | ケアラーが抱える問題について、行政や各種支援機関へのつなぎ                                                |
| Ⅱ. ケアラーに対する直接的な援助に関すること |   |                                                                              |
|                         | 1 | 家事（掃除、洗濯、調理、買い物、ゴミ出しなど）の代行                                                   |
|                         | 2 | 通院・通学・通園・通所や買い物の付き添いの代理                                                      |
|                         | 3 | 各種手続き（介護サービスや障害福祉サービス等の手続き、役所への書類提出）の代行                                      |
|                         | 4 | 各種支払いの代行（公共料金や税金等の支払いの代行）                                                    |
|                         | 5 | お世話をしている相手の一時預かり<br>（ケアラーの不在時、お世話をしている相手を短時間預かったり、家に支援者が行き一緒に過ごしたりするなど）      |
| Ⅲ. ケアラー同士の支え合いに関すること    |   |                                                                              |
|                         | 1 | ケアラー同士で語り合う場の開設                                                              |
|                         | 2 | ケアラー同士による悩み相談の場の開設                                                           |
| Ⅳ. 団体に対する支援に関すること       |   |                                                                              |
|                         | 1 | ケアラー支援団体同士の情報交換の場の開催                                                         |
|                         | 2 | ケアラー支援団体の立ち上げ支援や運営に関する助言                                                     |
| Ⅴ. その他の活動について           |   |                                                                              |
| 自 由<br>記 述              | 1 |                                                                              |
|                         | 2 |                                                                              |

問6 貴団体の令和5年度の支援回数や相談件数など支援の実績について、わかる範囲で教えてください。

(自由記載)

### 3 その他

問7 貴団体の行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動を始めたきっかけを教えてください。

(自由記載)

問8 貴団体の行っている活動のうち、ケアラー支援に関する活動が周囲に変化をもたらした事例や成果など教えてください。

(自由記載)

(例) ケアラーの実態に触れ、活動の目標が見えて来た

少子高齢化において、ケアラー支援の施策が大切と感じた

問9 貴団体の運営や支援の実施にあたり、課題と感じていることを教えてください。

(あてはまるもの全て選択)

1. 団体の管理運営面で、知識・技術などが不足していることがある
2. 一緒に活動する人、同じように支援をしたいという人が少ないなど  
活動するための人員が不足している
3. 団体の活動を継続したいが、後継者がいないなど団体の中心となる人が少ない
4. 情報発信ができていない、やり方が分からない
5. 行政機関に相談やサービスの創設の方法などを聞きたいが、窓口が分からない
6. 課題などについて意見交換できる団体同士のネットワークがない
7. 活動費などの経済的な面への不安がある
8. 団体を解散したいと思うが、方法が分からない
9. 周囲から存続を希望されており、活動を終了したいが、やめられない
10. その他( )

問10 「長崎県ケアラー支援条例」においては、県や支援に携わる関係機関、教育機関、事業所等のそれぞれの役割を明記しております。それぞれの役割については、下記の長崎県のケアラー支援に関する情報に関する QR コード(長崎県ケアラー支援条例)からご確認ください。

(1) 今後、行政の取組に期待していることを教えてください。

(あてはまるもの全て選択)

1. 県民向けのケアラー支援に関する広報
2. 県民向けのケアラー支援に関する出前講座の開催
3. 仕事とお世話の両立支援に向けて、会社・事業所に対する啓発
4. 民間支援団体の活動を、行政や地域包括支援センターや相談支援事業所等に紹介
5. 県民向け等の情報発信に関する支援
6. 民間支援団体同士の情報交換の場の設置
7. 地域の支援機関(地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、相談支援事業所、行政、スクールソーシャルワーカーなど)の人材育成
8. その他( )

(2) 支援に携わる関係機関、教育機関、事業所等に期待することを教えてください。

(自由記載)

●長崎県のケアラー支援に関する情報(長崎県ホームページ)

長崎県ケアラー支援  
条例



ケアラー支援  
に関する取組



ヤングケアラー支援  
に関する取組



長崎県ケアラー支援  
シンポジウム



問11 県では、民間支援団体の活動について、現状を把握するとともに、県民への周知を行うため、ヒアリングを実施する予定としております。ヒアリングの協力の有無についてお答えください。

1. 協力可能 → 令和6年8月以降に、改めてご連絡させていただきます。
2. 協力できない

以上で調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。